

子ども会の皆さん！子ども会活動を安全・安心に行うために 福井県子ども会育成連合会に加入しましょう！！

〈全国子ども会安全共済会の加入に必要です〉

年会費には、「共済掛金」の他に「賠償責任保険料」が含まれています。活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受けることができます。

「定期的」に、そして「事業開始前」から「事業実施中」にも、KYT（危険・予知・トレーニング）を行い、事前の会場下見も実施し、子ども会活動の安全・安心を確保しましょう。



— 保障内容 —

安全共済会	死亡	600万円 事故発生日より180日以内に死亡した場合	
	後遺障害	7万円～600万円 後遺障害等級表による	
	負傷・疾病	保険医療費総額の30% ◆治療期間は180日を限度とする ◆総額50万円を支給限度とする (保険医療機関に限定します。)	
賠償責任	対人	1事故5億円 1名1億円(免責なし)	
	対物	1事故200万円(免責金額1,000円)	
	対物(外部からの借物)	1事故・保険期間中につき1,000万円(免責金額3,000円)	

— 全国子ども会安全共済会に加入するには —

単位子ども会、市町子連、福井県子連に所属する者が次の「年会費」を納める必要があります。

★子ども会年会費(1人) …… 230円

(内訳) 全国子ども会安全共済掛金 …… 50円 (10月1日以降加入の場合…40円) } 70円
 全国子ども会連合会運営費 …… 20円 (子ども会賠償責任保険料を含む)
 子ども会安全教育等運営費 …… 80円
 福井県子ども会育成費 …… 80円



賠償責任保険

子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。(主催者保護は「たんぽぽ保険」が対応します。※別途保険料が必要)

※詳細については、(公社)全国子ども会連合会のホームページをご覧ください。 <https://www.kodomo-kai.or.jp/>

支払事例

〈安全共済会〉

- プールサイドで転倒して、脇腹を打ってあばら骨を骨折した。
- ラジオ体操中、蜂に喉を刺された。
- お祭りのお神輿巡業中に転倒し、落ちていた画鋸が膝に刺さった。
- お別れ会で提供したおやつを食べて、アナフィラキシーショックになり入院した。

〈賠償責任〉 ※賠償責任保険の保険金支払いの有無等は、保険会社が判断します。

- 資源回収中リヤカーが停まっていた第三者の車のバンパーに当たり破損させた。
- 町内の通学路の草刈り中、石が飛んで観光バスの窓ガラスを破損させた。



(一社) 福井県子ども会育成連合会